

企画競争説明書

業務名称：セネガル国セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト

調達管理番号：21a00664

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年10月6日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年10月6日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：セネガル国セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年12月 ～ 2027年2月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年12月 ～ 2022年12月

第2期：2023年1月 ～ 2024年12月

第3期：2025年1月 ～ 2027年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めること

とし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の36%を限度とする。

【第2期】

1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

【第3期】

1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の18%を限度とする。

2) 第1回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の18%を限度とする

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【野村 純子 Nomura.Junko2@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求

¹ 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「セネガル南東部における天水及び灌漑稲作持続開発プロジェクト基本計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：20a01108）の受注者（OPMAC株式会社）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2021年10月15日 12時

（2）提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2021年10月21日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2021年11月5日 12時

（2）提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1）プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2）本見積書と別見積書はGIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから

送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費(航空賃)

b) 旅費(その他:戦争特約保険料)

- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

本邦研修に係る経費

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

無停電電源装置（UPS）1台：170千円

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨 = 0.19762 円

b) US\$ 1 = 109.862 円

c) EUR 1 = 129.628 円

- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

- 6) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者/稲作開発

b) 栽培技術

c) 灌漑・水管理（対象国経験・語学評価なし）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 51 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年11月24日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点 *

⑤価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます

す。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためだけに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：稲作開発に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務従事者/稲作開発
- 栽培技術
- 灌漑・水管理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（稲作開発）】

- a) 類似業務経験の分野：稲作開発に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は同類似地域：セネガル国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語（仏語もできれば望ましい※）

※英語・仏語両方の資格を有する場合、両方の証明書を提出すること。

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 栽培技術】

a) 類似業務経験の分野：栽培技術に関する各種業務

b) 対象国・地域又は同類似地域：セネガル国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語（仏語もできれば望ましい※）

※英語・仏語両方の資格を有する場合、両方の証明書を提出すること。

【業務従事者：担当分野 灌漑・水管理】

a) 類似業務経験の分野：灌漑・水管理に関する各種業務

b) 対象国・地域又は同類似地域：評価せず

c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：稲作開発	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：栽培技術	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：灌漑・水管理	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年11月11日（木） 15：00～17：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「セネガル国セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

セネガルにおける農業セクターは、GDPの約15%（世銀、2019年）を占め、全労働者のうち約29%（世銀、2020年）が従事する重要な産業の一つである。特に同国の主食の一つであるコメの増産は農業セクターにおいて重要な課題となっている。セネガルは西アフリカ地域の中でも有数のコメ消費国であるが、国産米の供給量は国内需要量の伸びに追いついていない。そのため、セネガルは現在もコメの供給を輸入に頼っており、国内の年間コメ生産量が770,872トン（FAO、2019年）であるのに対し、年間コメ輸入量は892,088トン（FAO、2019年）に上っている。このような輸入偏重は国際収支の不安定化という経済面だけでなく、同国の食料安全保障にも影響を与えており、2008年の世界食料価格危機の際には、輸入米価格の高騰からデモ等が発生し、政治不安に発展した。このため、セネガルの稲作振興及びコメ自給の達成は、経済及び食料安全保障の両観点から重要な課題となっている。更に、セネガル政府は「国家コメ開発戦略（NRDS）」（2008-2018年）の中で、同国稲作振興のためにも、従来灌漑稲作が盛んであった北部セネガル川流域地域だけでなく、天水稲作が盛んであるカザマンス（ジガンシヨール州、セジュール州、コルダ州）・セネガル南東部（タンバクンダ州、ケドゥグ州）・セネガル中央部（ファティック州、カオラック州）においてもコメ生産量の増加が必要であると述べている。上記地域のうち、降水量等の観点からより稲作振興ポテンシャルがあると考えられるカザマンス及びセネガル南東部を対象にJICAが実施した「南東部・カザマンス地域稲作を中心とした農業・栄養に係る情報収集・確認調査」（2020-2021年）のファイナルレポートでは、同地域の籾生産量はセネガル全体の籾生産量の過半数を占めているものの、単位収量はセネガル全土の平均と比べると低いことが指摘されている。これは同地域における単位収量の向上がセネガルのコメ生産量増加に大きく貢献しうることを示しており、同地域での稲作協力は急務となっている。また、同地域で広く行われている天水稲作は一般的に灌漑稲作と比べると収量が低いため、灌漑施設をはじめとする生産基盤整備や生産技術普及等が、同地域の稲作振興のためには不可欠であることも指摘されている。

係る状況下、セネガル政府は「セネガル南東部における天水及び灌漑稲作持続開発プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を日本政府に要請した。本プロジェクトはセネガル南東部およびカザマンスにおいて、生産基盤整備や技術指導などをはじめとする天水及び灌漑稲作の協力を行うことにより、同国の稲作振興及びコメ自給達成に貢献するものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト

(2) プロジェクトサイト・対象地域名

セネガル南東部（ケドゥグ州・タンバクンダ州）、カザマンス（コルダ州・セジュー州・ジガンシヨール州）

(3) 協力期間

2022年1月～2026年12月（5年間）²

(4) 事業実施体制

責任機関：農業・農村施設省（MAER）、経済・計画・協力省（MEPC）

実施機関：セネガル農業・産業開発公社（SODAGRI）、ケドゥグ州・タンバクンダ州・コルダ州・セジュー州・ジガンシヨール州 州農村開発局（DRDR）

(5) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、セネガル国南東部及びカザマンスにおいて、開発シナリオ策定、水資源・灌漑排水開発、推奨栽培技術普及、関係機関の能力強化、を行うことにより、対象地域の単収向上を図り、もって対象地域のコメ生産量増加に寄与する。

(6) 上位目標

プロジェクトで提示された稲作開発のための対策が、対象州のコメ増産に貢献する。

(7) プロジェクト目標

モデル地区におけるコメの生産性が向上する。

(8) 期待される成果（（ ）内の数字は暫定的なもの。以下同様。）

- 1) 対象5州において、各地の稲作条件（天候、水へのアクセス、機械化、栄養など）に適した持続的な稲作開発のための対策が特定される。

² R/D上の協力期間。

- 2) 成果 1 で分類した稲作条件の各タイプのうち、(3) つのタイプにおいて推奨される稲作開発のための対策が、ケドゥグ州及びタンバクンダ州におけるモデル地区で実践され、より効果的な対策内容が開発される。
- 3) 成果 1 で特定された各地の稲作開発のための対策に係る技術研修が、対象 5 州の農業普及員、中核農家に提供される。
- 4) プロジェクトの実施を通じて SODAGRI、対象州の DRDR の調整能力が強化される。

(9) 活動

【成果 1 にかかる活動】

- 1-1. 対象 5 州における稲作の現状に関する包括的な調査（天候条件、水へのアクセス状況、灌漑施設の利用有無、コメの自給状況、機材/機械の利用有無、稲作における主要課題・問題点、農家のコメ増産に対するニーズ、栄養状態など）を実施する。
- 1-2. 調査結果を分析し、各地の稲作条件を踏まえて複数のタイプに分類する。
- 1-3. 分類された稲作条件の各タイプに適した持続的な稲作開発のための対策を検討する。
- 1-4. 各タイプに適した稲作開発のための対策をプロジェクトの関係機関に提示し、関係者の意見を踏まえて対策内容を更新する。

【成果 2 にかかる活動】

- 2-1. 活動 1.2 で分類された稲作条件の各タイプのうち、プロジェクトで介入する(3)タイプを、SODAGRI、タンバクンダ DRDR、ケドゥグ DRDR との協議を基に選定する。
- 2-2. タンバクンダ州、ケドゥグ州において、各タイプから(2)つのモデル地区（合計(6)モデル地区）を、SODAGRI、タンバクンダ DRDR、ケドゥグ DRDR との協議を基に選定する。
- 2-3. 選定した(6)モデル地区の農家グループに対する啓発ワークショップを実施する。
- 2-4. 各モデル地区で(20)農家を対象に、コメ生産量、収量、栽培面積、家計収入などの基礎データを収集するベースライン調査を実施する。
- 2-5. (6)モデル地区において、活動 1.4 で提示された、(3)タイプにおいて推奨される稲作開発のための対策を実践する。
- 2-6. 毎年の収穫後、ベースライン調査と同じデータを収集するモニタリング調査を行い、モニタリング結果を踏まえて対策内容を更新する。
- 2-7. モニタリング結果をプロジェクトの関係機関に共有し、他機関・他プロジェクトとの連携・協働により、より良い結果を得るための対策を検討し、必要に応じてそれらの対策を実践する。
- 2-8. ベースライン調査・モニタリング調査と同じデータを収集するエンドライン調査を実施する。

【成果 3 にかかる活動】

- 3-1. 各地の稲作開発のための対策の中で、栽培技術に関する研修プログラ

- ムを改善する。
- 3-2. 対象 5 州のすべての農業普及員に対し、栽培技術に関する研修を実施する。
- 3-3. 選定地域の中核農家に対し、栽培技術に関する研修を実施する。

【成果 4 にかかる活動】

- 4-1. SODAGRI、対象州の DRDR による他の開発パートナーとの技術的な調整を支援する。
- 4-2. SODAGRI による他の開発パートナーの資金を動員するための調整を支援する。
- 4-3. プロジェクトの実施結果、成果 2 の各活動から得られた教訓を広めるため、対象州の他地域に対して広報・啓発活動を行う。

第 4 条 業務の目的

「セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書（Record of Discussion : R/D）に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、第 3 条（5）の事業目的を達成する。

第 5 条 業務の範囲

- （1）本業務は、2021 年 10 月 29 日に署名予定の R/D に基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第 4 条 業務の目的」を達成するため、「第 7 条 業務の内容」に記載する業務を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発言を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。
- （2）また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がセネガル側関係者の能力向上であることに留意し、「第 6 条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- （3）コンサルタントは本業務の進捗に応じて「第 8 条 報告書等」に示す報告書等を作成し、セネガル側関係者に説明・協議のうえ提出する。

第 6 条 実施方針及び留意事項

- （1）プロジェクトの全体方針

本プロジェクトの対象地域 5 州では天水稲作が大部分を占めるという点では共通しているものの、コルダ州およびセジュール州は自給率が高くコメの域内流通がみられ、これ以外の 3 州（南東部 2 州及びジガンシヨール州）では自給率が低く主に自家消費レベルで留まっていると推測されるなど、営農状況に差がある。また、対象 5 州の間では降水量に比較的大きな差があり（タンバクンダ州の年間約 700mm、ジガンシヨール州の年間約 1,400mm）、このことは各州のコメ栽培面積及び生産性に影響を与えていると考えられる。更に、今般のコロナ禍により事前の情報収集は主に遠隔で実施せざるを得なかったことから、現時点では対象地域の稲作をとりまく条件に関する情報は非常に限られている。

このように、対象地域内の営農環境差異は大きく、またこれらを詳細に分析するための情報収集・分析が不足していることから、本プロジェクトでは二段階方式（計画フェーズと実施フェーズからなる実施方法）を採用し、対象地域の稲作条件の十分な調査及び類型化を行った上で、それぞれに合った活動を実施することを想定している。

なお、現時点では、対象地域では天水稲作が多く行われており自給を目的とした営農体系が中心となっていることから、実施フェーズにおける協力として、コメバリューチェーンの上流、具体的には栽培技術や灌漑・水管理に関する協力を行うことを想定している。ただし、本プロジェクトに先立ち遠隔で実施した基礎情報収集調査では、対象地域において、上記以外にも多くの分野に課題があることが指摘されている。よって、計画フェーズでは以下に挙げる分野課題について現状を調査し、実施フェーズにおける協力の可能性について検討する。

1) 農業機械化

本プロジェクトが対象としている地域では天水稲作が主に行われており、十分に各地域の稲作状況及びポテンシャルを確認しないまま、導入・維持管理コストのかかる農業機械を投入しても、収支が取れなくなる可能性が高い。このため、本プロジェクトにおいては大規模な農機導入を目的とせず、営農環境に応じた稲作技術の特定と人材育成を中心に取り組むことを想定している。ただし、C/Pからは農業機械化に対するニーズが挙げられていることから、本プロジェクトの計画フェーズにおいて対象地域における農業機械導入の可能性を確認し、妥当性が認められた地域については実証を目的とした機械導入を検討することとする。

2) マーケティング及び収穫後処理

対象地域には、農家レベルでの自給が達成されていない地域もあることから、本プロジェクトでは生産技術に対する協力を主とすることを想定している。しかし、C/Pからは収穫後処理技術等に対するニーズも挙げられたことから、まずは計画フェーズに対象地域の稲作状況を十分に分析した上で、マーケティングの可能性を視野に入れた、収穫後処理分野への協力の必要性を判断する。

3) 栄養

対象地域における栄養分野の課題や、農業プロジェクトにおいて栄養分野の活動を含むことの効果についてはC/Pも認識していることから、本プロジェクトでも、普及等の活動の一部で、鉄分、葉酸、ビタミンなど栄養素に着目し栄養改善に取り組むことを想定している。しかし、現時点では現地の栄養状況に関する情報が不十分であり、また稲作を対象とする本プロジェクトにおいてどのような支援の可能性があるかについて、未だ判断することができていない。このため、計画フェーズにて十分な情報収集を行った上で栄養分野の協力の可能性について検討する。

4) 種子

本プロジェクトに先立ち実施した基礎情報収集調査では質の低い種子の流通や流通量の少なさ等、種子に関する課題も指摘された。このことから、

計画フェーズにおいて種子分野に対する支援の必要性についても検討する。ただし、種子分野への支援には非常に大きな投入が必要となることが想定されることから、本プロジェクトのスコープ内で実施可能であるかを十分に検討した上で、協力の程度や有無を決定することとする。

(2) 計画フェーズと実施フェーズについて

本プロジェクトでは、計画フェーズと実施フェーズの2フェーズに分けて実施する。計画フェーズでは詳細計画を策定し、実施フェーズにて具体的な活動を実施する。現時点で想定される各フェーズの事業内容は以下の通り。

1) 計画フェーズ

成果1に係る活動を実施する。具体的には対象地域の稲作条件の詳細調査及び類型化を行い、各類型に適した稲作開発のための対策を特定する。各地域の類型化のためには農地・水資源・灌漑ポテンシャルだけでなく、市場環境及び営農状況についても確認を行うことにより、より丁寧で詳細な分析を行うこととする。

2) 実施フェーズ

成果2～3に係る活動を実施する。具体的には計画フェーズにて特定された対策の実践、改良、普及を行う。

なお、成果4に係る活動については、プロジェクト期間を通じて実施する。

(3) 安全対策

本プロジェクトの対象地域となっているカザマンス地方は、ジガンシヨール市内を除き、外務省危険レベル2に指定されており、JICAの定める安全対策ガイダンスの適用対象となっている。このため、カザマンス地方への邦人渡航は行わず、同地域を対象とした協力は全て遠隔で実施することとする。同地域に対する具体的な活動案としては、実施フェーズにて実施を想定している、邦人渡航が可能な地域（南東部やジガンシヨール市内）で実施する研修への関係者招聘などを想定している。

また、プロジェクトにて傭上するローカル人材については、治安状況や渡航の必要性を勘案の上、渡航可否を個別に判断することとする。このため、当該地域への活動方針については、前広に発注者と協議・調整を行うこととする。

(4) 対象地域及びモデル地区の選定

上述「(3) 安全対策」に基づき、本プロジェクトでは、治安上邦人の移動が認められているセネガル南東部（タンバクンダ州・ケドゥグ州）においては邦人が渡航し活動を行い、邦人渡航が禁止されているカザマンス（ジガンシヨール州・コルダ州・セジュー州）については治安状況に応じ遠隔で協力を行うこととする。

モデル地区の選定に関しては、計画フェーズにて分類された類型のうち3タイプを選定した上で、タンバクンダ州、ケドゥグ州において各タイプ2つのモデル地区を選定することを想定している（合計6モデル地区）。なお、選定するタイプ数やモデル地区数についてはあくまで仮に置いた数字であり、現場の状況をもとに、C/Pと十分に協議した上で選定する。

（5）アナンベ盆地灌漑スキーム

なお、カザマンズのコルダ州にはSODAGRIが管轄し灌漑稲作を進めるアナンベ盆地灌漑スキームが存在する。事前の調査によれば、約5,000haの面積のうち、約3,000haが問題を抱えており、更に、乾期作には総面積のうち200haしか使用されない年もあるとのことであった。この現状はSODAGRIも認識しており、資金不足からポンプによる揚水ができていない点、また政府の改修予算の10%程度しかSODAGRIへ配分されておらずリハビリがままならない点などが事前調査時には言及された。加えて、農家からの聞き取りからは、施設不良、排水不足、設備の未完成、雨期の冠水によるアクセス不可、などの問題が指摘されている。アナンベ盆地灌漑スキームのあるコルダ州には邦人専門家の渡航が禁止されているものの、同スキームは対象地域唯一の大規模灌漑施設であることから、本プロジェクトの計画フェーズでは、アナンベ盆地灌漑スキームの現状について、現地関係者とのリモート会議や現地関係者招へいによる聞き取り等の調査を実施し、実態を把握するとともに、得られた情報から協力の可能性を検討する。

（6）セネガル側のオーナーシップ醸成

本プロジェクトはセネガル南東部及びカザマンズで実施する初の技術プロジェクトとなる。技術協力の意義や目的をC/Pに理解してもらうため、丁寧且つ密なコミュニケーションを取ることを意識すること。加えて、日本の協力として、常に相手側のオーナーシップを認識させドナー任せにしないこと、また日本の協力の主眼は資金援助ではなく、C/Pの能力強化や人材育成を意識したものであることを伝え、その内容に沿った事業計画を立てることとする。

なお、事前に実施した基本計画策定調査時には、JICAの安全措置に基づき、カザマンズ地方への渡航が叶わなかったため、同地域の稲作関係者から直接話を聞くことができなかった。そのため、同地域関係者に対してはプロジェクト開始後の計画フェーズ実施期間中に十分な意見聴取の機会を設けることにより、現場の状況や要望を聞き取ること。

（7）本邦研修及び第三国研修の実施

本プロジェクトでは本邦研修及び第三国研修の実施を想定している。

本邦研修は、技術移転及び情報交換の一環として、実施フェーズの2023年及び2025年頃に行政官レベルの人材それぞれ5名程度を対象に実施することを想定している。本邦研修の目的は、C/Pが日本の稲作に関連する知見を得つつ、

C/P がセネガル南東部及びカザマンスに活用可能な技術を特定し、実施フェーズの活動に反映させることを想定している。

第三国研修についても、技術移転及び情報交換を目的として、実施フェーズ中に毎年実施することを想定している。対象は普及員レベルの人材で毎年5名程度を対象とすることを想定している。また、研修先としては、稲作環境の類似性や仏語の活用等を踏まえ、コートジボワールの国家コメセクター開発機構（ADERIZ）やシエラレオネの農業森林食糧安全保障省（MAFFS）普及局など、既に JICA の稲作技プロが実施されている近隣国での実施を想定しているが、発注者とも相談の上決定すること。

（8）調査の実施

実施フェーズ開始前の 2021 年末頃には発注者により詳細計画策定調査が実施される予定である。また、必要に応じて 2024 年頃に中間レビューや 2026 年頃に終了時評価の実施も想定される。受注者は発注者の求めに応じ同調査に必要な情報の提供及び協力を行うこと。

（9）プロジェクト車両

3 台のプロジェクト車両をセネガル事務所にて調達することを想定している。

（10）他ドナーとの連携

本プロジェクトでは成果 4 として C/P の事業実施・調整能力の強化を行う取り組みを含めているが、本成果に係る活動では、MAER、SODAGRI、DRDR、SDDR といったセネガル政府の主要アクターに加えて、ドナーを含むコメ関係機関の活動の調整を支援することを想定している。

特に、イスラム開発銀行（IsDB）は、セネガルを含む主に西アフリカ地域のコメ開発を目的とし、「Regional Rice Value Chain Program（RRVCP）」を実施している。JICA は TICAD7 にて IsDB と面談し、稲作開発に連携して取り組むことを確認していることから、同機関との具体的な調整や連携可能性については引き続き検討すること。その他、対象地域ではフランス開発庁（AFD）やアフリカ開発銀行（AfDB）等のプロジェクトが実施されていることから、これらのドナーとの連携の可能性についても計画フェーズにて探ることとする。

（11）他機関との連携

対象地域の農家へのコメ技術の指導や普及活動は、SODAGRI、DRDR、SDDR が担っているが、このほかにも農業・農村普及庁（ANCAR）から技術的な支援を受けることが可能である。技術内容やテーマによっては、この ANCAR やセネガル川デルタ・セネガル川ファレメ流域灌漑整備開発公社（SAED）の知見を活用することになろうと考える。

(12) 広報

本プロジェクトは、セネガル南東部及びカザマンスにおいてはじめて実施される農業分野の技術協力プロジェクトであることから、本プロジェクトの意義や活動内容、その成果について、セネガル及び日本の国民並びに他ドナーからも正しく理解されるよう、セネガル側と協力して、効果的な広報に努めること。一例として、セネガルの広報機関を通し、プロジェクト活動の情報提供・取材対応や、リーフレットの作成、ラジオ番組を通じた発信、SNS ツールの活用等を検討する。また、発注者が行う CARD に係る広報活動への協力や ODA 見える化サイトへの掲載材料の提供など、発注者の求めに応じて必要な協力を行うこと。

(13) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

第7条 業務の内容

【計画フェーズ】

(1) 成果1に関する業務

- 1) 対象5州における稲作の現状に関する包括的な調査（天候条件、水へのアクセス状況、灌漑施設の利用有無、コメの自給状況、機材/機械の利用有無、稲作における主要課題・問題点、農家のコメ増産に対するニーズ、栄養状態など）を実施する。（活動1-1）

本プロジェクトの対象地域の稲作環境には大きな差異があることが推測されるものの、現時点では気象条件や営農体系等について詳細な情報分析ができていない。このため、まずは対象地域の稲作条件を詳細に分析し、それぞれの地域の稲作状況及びその原因を把握することを目的に、調査を行う。

- 2) 調査結果を分析し、各地の稲作条件を踏まえて複数のタイプに分類する。（活動1-2）

活動1-1で実施した調査結果をもとに、対象地域5州に存在する稲作条件を分類する。一例としては、天候条件、水へのアクセス状況、灌漑施設の利用有無、コメの自給状況、機材/機械の利用有無、稲作における主要課題・問題点、農家のコメ増産に対するニーズ、栄養状態などをそれぞれレベル付けし、組合せごとにタイプ分けするなどを想定している。ただし、タイプ分けの方法についてはC/Pと十分に協議を行い決定すること。

- 3) 分類された稲作条件の各タイプに適した持続的な稲作開発のための対策を検討する。(活動 1-3)

活動 1-2 にて類型化した稲作条件ごとに、稲作開発のための対策を提案する。なお、この対策は各タイプにおけるコメバリューチェーン全体を俯瞰し、最も必要となる対策を提案すること。

- 4) 各タイプに適した稲作開発のための対策をプロジェクトの関係機関に提示し、関係者の意見を踏まえて対策内容を更新する。(活動 1-4)

活動 1-3 にて提案した対策をプロジェクト C/P とともに、現場の状況を踏まえながら改良する。

【実施フェーズ】

(2) 成果 2 に関する活動

- 1) 活動 1-2 で分類された稲作条件の各タイプのうち、プロジェクトで紹介する(3)タイプを、SODAGRI、タンバクンダ DRDR、ケドゥグ DRDR との協議を基に選定する。(活動 2-1)

C/P との協議を行い、類型化した各タイプの中から、プロジェクトで紹介するタイプ及びその数を決定する。このとき、介入の実現可能性や必要性、また C/P の意見等を踏まえ、総合的に判断すること。

- 2) タンバクンダ州、ケドゥグ州において、各タイプから(2)つのモデル地区(合計(6)モデル地区)を、SODAGRI、タンバクンダ DRDR、ケドゥグ DRDR との協議を基に選定する。(活動 2-2)

邦人の渡航が可能であるタンバクンダ州及びケドゥグ州の2州において、モデル地区を選定する。モデル地区の選定には、介入対象のタイプに分類される地区を、各タイプ2地区ずつ選定することを想定している。

モデル地区選定例：

地区名	稲作タイプ	所在州
A 地区	タイプ a	タンバクンダ州
B 地区	タイプ a	ケドゥグ州
C 地区	タイプ b	タンバクンダ州
D 地区	タイプ b	ケドゥグ州
E 地区	タイプ c	タンバクンダ州
F 地区	タイプ c	ケドゥグ州

- 3) 選定した(6)モデル地区の農家グループに対する啓発ワークショップを実施する。(活動 2-3)

対象地域で過去に行われた他ドナー事業では、灌漑施設の建設や農業資材・機材の提供が行われたものの、農家に対する技術支援が十分でなく、事業の終了後にそれらの灌漑施設や資機材が適切に管理されず、破損し

て使用されなくなったケースもある。このため、本プロジェクトでは、対象モデル地区の農家グループに対する啓発ワークショップを行って農家の関心を促し、活動中にも農家の意見を聞き取れるようにすることで、プロジェクト終了後も関係者が参照できるガイドラインを作成する。

- 4) 各モデル地区で (20) 農家を対象に、コメ生産量、収量、栽培面積、家計収入などの基礎データを収集するベースライン調査を実施する。(活動 2-4)

コメの年間生産量・収量、年間自家消費量、年間販売量、年間購入量、現金収入額等のデータを収集することで、現地農家のニーズを丁寧に把握する。

- 5) (6) モデル地区において、活動 1-4 で提示された、(3) タイプにおいて推奨される稲作開発のための対策を実践する。(活動 2-5)

C/P と協議の上、策定した対策を実践する。なお、本プロジェクトは技術協力であることから、灌漑施設建設などのインフラ支援は伴わないが、必要に応じて栽培・営農技術の指導だけではなく、既存灌漑スキームの補修や農業機械の導入も検討する。

- 6) 毎年の収穫後、ベースライン調査と同じデータを収集するモニタリング調査を行い、モニタリング結果を踏まえて対策内容を更新する。(活動 2-6)

ベースライン調査と同じ質問票を使用し、モニタリングを行う。また、同調査結果をもとに活動 1-3 で提案した対策の内容を更新する。

- 7) モニタリング結果をプロジェクトの関係機関に共有し、他機関・他プロジェクトとの連携・協働により、より良い結果を得るための対策を検討し、必要に応じてそれらの対策を実践する。(活動 2-7)

活動 2-6 で更新した対策結果を C/P と協議の上、更に改良する。

- 8) ベースライン調査・モニタリング調査と同じデータを収集するエンドライン調査を実施する(活動 2-8)

ベースライン調査・モニタリング調査と同じ質問票を使用し、モニタリングを行う。

(3) 成果 3 に係る活動

- 1) 各地の稲作開発のための対策の中で、栽培技術に関する研修プログラムを改善する。(活動 3-1)

成果 1 で提案された対策の中で、栽培技術に関する内容を研修プログラムとしてまとめる。なお、現時点では対象地域に共通する課題として栽培技術に関する内容を想定しているが、プロジェクト活動の中で C/P と協議を行い、他の分野課題に対する内容を提案することも可能。

- 2) 対象 5 州のすべての農業普及員に対し、栽培技術に関する研修を実施する。(活動 3-2)

活動 3-1 で開発された研修プログラムをもとに、対象地域の農業普及員に対して普及員研修を行う。なお、カザマンス地方の 3 州には邦人専門

家が渡航できないことから、同州の関係者をケドゥグ州またはタンバクンダ州に招聘して研修を行うことを想定している。

- 3) 選定地域の中核農家に対し、栽培技術に関する研修を実施する。(活動 3-3)

活動 3-1 で開発された研修プログラムをもとに、対象地域の中核農家に対して研修を行う。なお、カザマンス地方の 3 州には邦人専門家が渡航できないことから、同州の農家をケドゥグ州またはタンバクンダ州に招聘して研修を行うことを想定している。

【全契約期間を通じての業務】

(4) 成果 4 にかかる活動

- 1) SODAGRI、対象州の DRDR による他の開発パートナーとの技術的な調整を支援する。(活動 4-1)

SODAGRI 各支所及び各 DRDR は、管轄域での戦略策定や開発パートナーによる事業の調整などを担当しているが、同戦略を具体的に実行していくための運営能力、ドナーを含む関係機関の調整能力が不足している。また、これら開発パートナーの事業はドナー主導で行われていることが多く、SODAGRI 各支所、各 DRDR の政策実施能力を高めていく必要がある。よって、本プロジェクトにより SODAGRI 及び DRDR の農業行政官の能力強化を行い、事業調整を支援する。

- 2) SODAGRI による他の開発パートナーの資金を動員するための調整を支援する。(活動 4-2)

SODAGRI 各支所及び各 DRDR は、外部資金を獲得・活用するための組織能力にも課題があることから、本プロジェクトにおいて能力強化支援を行う。

- 3) プロジェクトの実施結果、成果 2 の各活動から得られた教訓を広めるため、対象州の他地域に対して広報・啓発活動を行う。(活動 4-3)

成果 2 のモデル地区での活動成果をまとめ、対象 5 州に普及させるための運営・広報を行うことにより、C/P の能力強化を図る。

(5) プロジェクト進捗のモニタリング及びレビューの実施

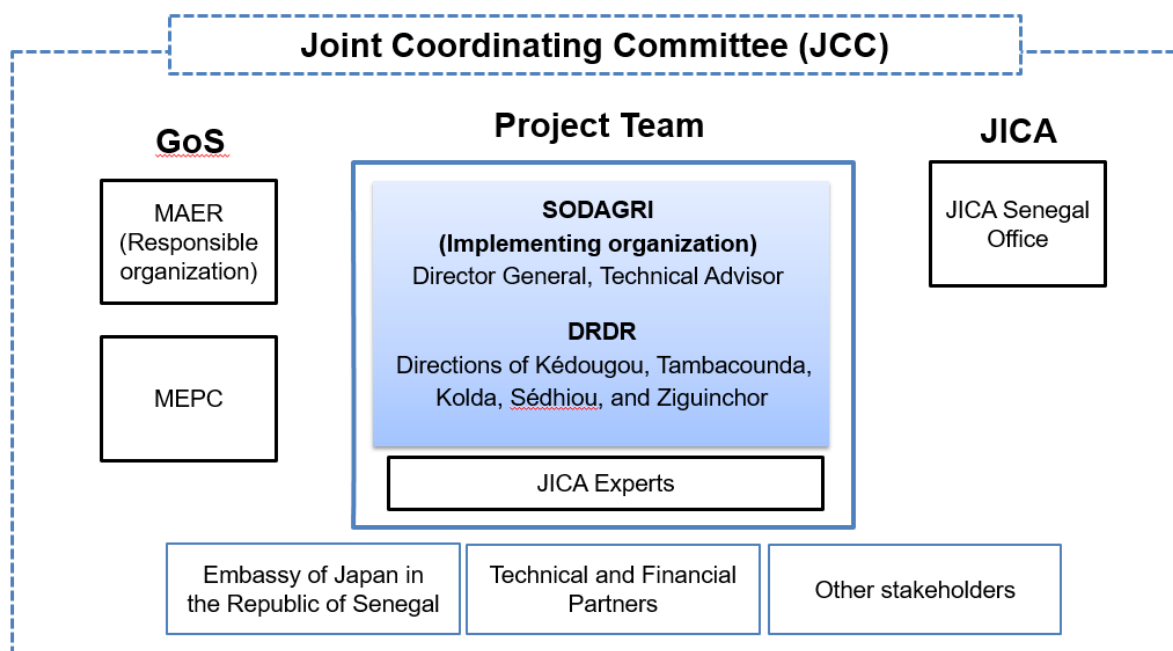
プロジェクトの進捗をモニタリングするため、6 か月に 1 度の頻度でモニタリングシート(英文・仏文)を先方実施機関と共同で作成し、JICA セネガル事務所経由で JICA 経済開発部に提出する。結果をもとに、必要に応じて、PDM 改定案及び活動計画修正案を提案する。プロジェクト終了前には C/P とともに JCC で合同レビューを行う。

(6) 合同調整委員会(JCC)の開催

少なくとも年に1回 JCC を開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、および目標の達成度等を確認する。

メンバー構成は責任機関の MAER と MEPC、実施機関の SODAGRI と DRDR、プロジェクト専門家、JICA セネガル事務所、在セネガル日本大使館、他ドナー、及び、その他関係者を含むこととしている。

Project for Reinforcement of Rice Production in Southeastern Senegal
and Casamance
Implementation Structure



第8条 報告書等

(1) 報告書

業務の各フェーズにおいて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、以下のうち、プロジェクト事業進捗報告書、モニタリングシート Ver. 6、及び、プロジェクト事業完了報告書とする。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：1部
	ワーク・プラン（第1期）	第1期開始から3か月以内	仏文：2部
	モニタリングシート（Ver. 1）	第1期開始から6か月	英文・仏文：電子データのみ
	モニタリングシート（Ver. 2）	前Ver.提出から6か	英文・仏文：

		月	電子データのみ
	プロジェクト事業進捗報告書	第1期契約履行期間の末日	和文：3部 仏文：3部
第2期	業務計画書（第2期）（共通仕様書の規定に基づく）	第2期契約締結後10営業日以内	和文：1部
	ワーク・プラン（第2期）	第2期開始から3か月後以内	仏文：2部
	モニタリングシート（Ver. 3）	前Ver.提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	モニタリングシート（Ver. 4）	前Ver.提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	モニタリングシート（Ver. 5）	前Ver.提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	モニタリングシート（Ver. 6）	第2期契約履行期間末日	英文・仏文：電子データのみ
第3期	モニタリングシート（Ver. 7）	前Ver.提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	モニタリングシート（Ver. 8）	前Ver.提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	モニタリングシート（Ver. 9）	前Ver.提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	モニタリングシート（Ver. 10）	前Ver.提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	プロジェクト事業完了報告書	第3期契約履行期間末日 なお、ドラフトを3か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：3部 仏文：3部 CD-R：3枚

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本と

する。報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議、確認する。

（２）技術協力作成資料等

以下をはじめとする業務を通じて作成された全ての資料は、各契約終了時に発注者に提出することとする。

- 1) 現地研修用教材
- 2) 本邦研修、第三国研修の研修用教材
- 3) ベースライン・エンドライン調査報告書

（３）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 詳細活動計画
- 3) 業務フローチャート

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年12月に開始し、2027年2月の終了を予定している。以下の通り、3つの期間に分けた業務実施を想定している。なお、期毎に業務計画を提案し、契約交渉を経て契約締結を行う。

第1期：2021年12月～2022年12月（13か月）

第2期：2023年1月～2024年12月（24か月）

第3期：2025年1月～2027年2月（26か月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 106 人月（現地：105人月、国内：1人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/稲作開発（1号）
- ② 栽培技術（3号）
- ③ 灌漑・水管理（3号）
- ④ 農業機械化
- ⑤ 種子開発
- ⑥ マーケティング/収穫後処理
- ⑦ 栄養
- ⑧ ベースライン・モニタリング・エンドライン調査
- ⑨ 研修計画

(3) 配布資料／公開資料等

1) 配布資料

- セネガル国南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト基本計画策定調査討議議事録（M/M）
- セネガル国南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト基本計画策定調査報告書

2) 公開資料

- セネガル国南東部・カザマンス地域稲作を中心とした農業・栄養に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045443.html>)

(4) 対象国の便宜供与

1) C/Pの配置

2) 事務所スペースの提供

ダカール及びプロジェクトサイトの2か所にプロジェクト事務所が提供され

る予定。

なお、業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること（本見積りとする）。このうち、オフィスワーク用機材（レーザープリンター、複合機、プロジェクター、デジタルカメラ、ノートPC等）については、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め提案すること。

また、発注者によるプロジェクト車両（3台）の調達を予定しているが、そのための諸経費（含む運転手傭上費用、燃料及び車両整備費用、保険料等の必要経費）を本見積りに計上すること。なお、追加でレンタカー利用が必要な場合は、必要経費を本見積りに含めること。

（5）その他留意事項

1）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。特にカザマンス地方の治安状況については、JICAセネガル事務所や在セネガル日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うこと。ローカル人材のカザマンス地方への渡航を想定する場合は、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

2）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

3）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。